

## 既存施設の無償譲渡契約書[売却時] (案)

(譲渡の根拠)

第1条 甲は、京都市上下水道局公有財産及び物品規程第14条ただし書の規定に基づき、次条に定める物件を乙に譲渡する。

### (既存施設の譲渡)

第2条 甲は、基本協定書第9条に規定する既存施設（以下「既存施設」という。）を現状のまま乙に譲り渡し、乙は、これを譲り受けるものとする。なお、当該既存施設は、本契約書の別紙に掲げる市有財産及び当該市有財産に付合する物件とする。

(讓渡代金等)

第3条 この譲渡に伴う代金は、ないものとする。

(所有権の移転及び既存施設の引渡し)

第4条 既存施設の所有権は、基本協定書第8条の規程により締結された保有財産売買契約により、売買物件の所有権が移転したときに、乙に移転するものとする。ただし、別添図面に示す範囲の既存施設について、平成27年6月30日まで甲が使用することを、乙は承認する。

2 既存施設の引渡し方法については、甲と乙が協議のうえ、別途決定する。

### (かし担保)

第5条 乙は、この契約の締結後、既存施設に数量の不足その他の隠れたかしのあることを発見しても、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(残存施設の用途指定)

第6条 乙は、基本協定書第2条に定める協定期間（以下「協定期間」という。）中、既存施設のうち同協定書第10条の規定により締結された覚書（以下「覚書」という。）により解体撤去する施設以外のもの（以下「残存施設」という。）を基本協定書に定める事業の用に供しなければならない。

### (契約の解除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 覚書に定められた既存施設の解体撤去の範囲の全部又は一部の解体撤去を行わなかったとき。
- (2) 本契約の条項に違反したとき。
- (3) 保有財産売買契約書が解除されたとき。

(残存施設の解体撤去)

第8条 乙は、協定期間が終了した場合は、残存施設を解体撤去することができる。  
2 乙は、前条により契約が解除された場合は、乙の負担において、残存施設を解体撤去する。ただし、甲と乙が協議のうえ、甲が、支障ないと認めた場合にあってはこの限りでない。

(損害賠償)

第9条 第7条の規定によりこの契約が解除され、又は乙が前条第2項に定める義務を履行しないため甲に損害が生じたときは、乙は、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

(必要費等の補償)

第10条 乙は、第7条の規定によりこの契約が解除された場合において、既存施設に関し必要費又は有益費を支出した場合であっても、その補償を甲に請求することができないものとする。

(契約等の費用)

第11条 この契約の締結に要する費用及び所有権の移転に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第12条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(管轄裁判所)

第13条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴訟については京都地方裁判所、調停については京都簡易裁判所をもって管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年　月　日

甲　京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京 都 市

代 表 者　　京都市公営企業管理者上下水道局長

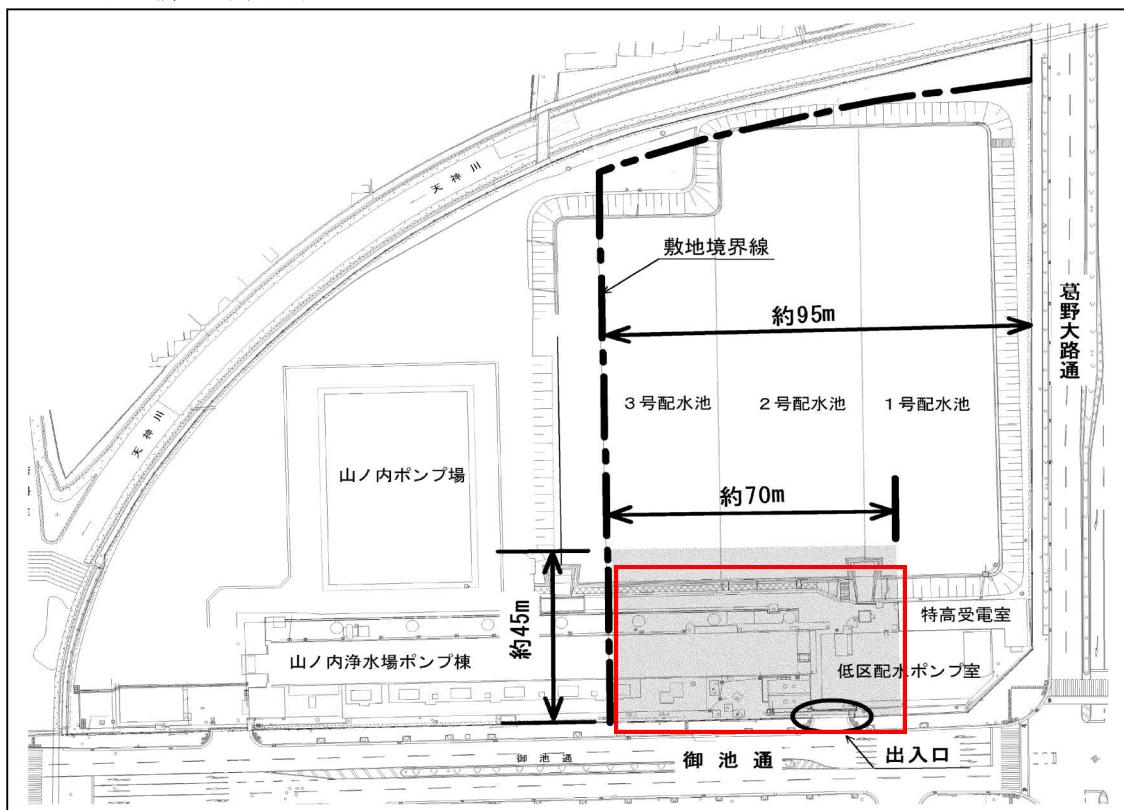
○ ○ ○ ○

乙　住　所  
氏　名

別紙（第2条関係）

名称	構造	規模（概測）	転体・基礎の深さ (概測)
○○○	○○造 ○階建	○○○m <sup>2</sup>	約○○m
○○○	○○造 地下構造物	○○○m <sup>2</sup>	約○○m

別添図面（第4条関係）



## 既存施設の無償譲渡契約書[賃貸時]（案）

### (譲渡の根拠)

第1条 甲は、京都市上下水道局公有財産及び物品規程第14条ただし書の規定に基づき、次条に定める物件を乙に譲渡する。

### (既存施設の譲渡)

第2条 甲は、基本協定書第9条に規定する既存施設（以下「既存施設」という。）を現状のまま乙に譲り渡し、乙は、これを譲り受けるものとする。なお、当該既存施設は、本契約書の別紙に掲げる市有財産及び当該市有財産に付合する物件とする。

(讓渡代金等)

第3条 この譲渡に伴う代金は、ないものとする。

(所有権の移転及び既存施設の引渡し)

第4条 既存施設の所有権は、基本協定書第8条により締結された定期借地権設定契約の存続期間の初日に乙に移転するものとする。ただし、別添図面に示す範囲の既存施設について、平成27年6月30日まで甲が使用することを、乙は承認する。

2 既存施設の引渡し方法については、甲と乙が協議のうえ、別途決定する。

(なし担保)

第5条 乙は、本契約の締結後、既存施設に数量の不足その他の隠れたかしのあることを発見しても、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(残存施設の用途指定)

第6条 乙は、基本協定書第2条に定める協定期間（以下「協定期間」という。）中、既存施設のうち同協定書第10条の規定により締結された覚書（以下「覚書」という。）により解体撤去する施設以外のもの（以下「残存施設」という。）を基本協定書に定める事業の用に供しなければならない。

#### (契約の解除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 算書に定められた既存施設の解体撤去の範囲の全部又は一部の解体撤去を行わなか

ったとき。

(2) 本契約の条項に違反したとき。

(残存施設の解体撤去)

第8条 乙は、定期借地権設定契約が満了、解除若しくはその他の事由により終了する際、又は基本協定書第13条第2項若しくは同協定書第17条第2項により基本協定が破棄された場合は、乙の負担において残存施設を解体撤去する。ただし、甲と乙が協議のうえ、甲が、支障ないと認めた場合にあってはこの限りでない。

(損害賠償)

第9条 第7条の規定によりこの契約が解除され、又は乙が前条に定める義務を履行しないため甲に損害が生じたときは、乙は、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

(必要費等の補償)

第10条 乙は、第7条の規定によりこの契約が解除された場合において、既存施設に関する必要費又は有益費を支出した場合であっても、その補償を甲に請求することができないものとする。

(契約等の費用)

第11条 この契約の締結に要する費用及び所有権の移転に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第12条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(管轄裁判所)

第13条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴訟については京都地方裁判所、調停については京都簡易裁判所をもって管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年　月　日

甲　京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京 都 市

代 表 者　　京都市公営企業管理者上下水道局長

○ ○ ○ ○

乙　住　所  
氏　名

別紙（第2条関係）

名称	構造	規模（概測）	転体・基礎の深さ (概測)
○○○	○○造 ○階建	○○○m <sup>2</sup>	約○○m
○○○	○○造 地下構造物	○○○m <sup>2</sup>	約○○m

別添図面（第4条関係）

